

[学術論文]

日本植民地時期台湾における刑務所看守・教誨師

A study of the prison guard and the chaplain in 1900-1945's Taiwan

山 田 美 香

Mika YAMADA

Studies in Humanities and Cultures

No. 9

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 9号
2008年6月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN

JUNE 2008

[学術論文]

日本植民地時期台湾における刑務所看守・教誨師

山田美香

要旨 本論文は、植民地時期台湾における少年刑務所行刑をふまえ、看守、教誨師について論じるものである。とくに刑務所内で教育に従事した教誨師や看守がどのような経歴を持っていたのか、また警察官及司獄官練習所について論じる。それによって彼らが行刑教育に如何に関わったのかを明らかにする。

台湾では、看守となる者の経歴は多様であったが、基本的に刑務所看守という職業の性質上、軍隊経験者、台湾に通じた者が採用された。他の職業から中途採用されるルート、本願寺から派遣された者が本願寺ルートを通して登用試験を受けることなく、総督府の看守となるというルートもあった。また、少数の看守を選抜した監獄官練習所・刑務官練習所では、看守にできる限り法治主義に基づく法律の講義、現地に融合するための台湾語の習得に時間を割いた。教誨師は、本願寺派が多数を派遣した。

キーワード：植民地台湾、行刑教育、看守、教誨師、少年刑務所

はじめに

日本植民地時期の台湾には、総督府が設立した少年刑務所として、新竹少年刑務所があった。新竹少年刑務所ができるまで、台北刑務所が主に少年を受け入れていた。問題行動を起こす少年に関しては、台湾総督府法務部を中心として犯罪防止活動が行われ、感化院としては成徳学院があった。成徳学院は元来、本派本願寺の設立によるものであったが、のちに総督府の管理下となる。

筆者は、すでに、台湾総督府公文類纂を用いて、新竹少年刑務所入所者の状況、行刑教育の現状などを示したが、内部の人的資源であった教誨師、看守についてほとんど言及できなかった¹。これら教誨師、看守が少年受刑者にどのような姿勢でいたのかを理解する必要がある。仏教関係者が植民地で社会福祉に総督府に協力することは、宗教の教義とも関わり限界もあり、十二分な研究が進められているとはいえない。

管見の限り、少年法が施行された樺太、少年令が公布された関東州とは異なり、台湾では少年

法が施行されなかった²。そのため、その依拠すべき根拠は、内地から台湾総督府法務部を通して通達された行政文書であった。本国と植民地の間の少年司法のダブル・スタンダードもみられ、台湾では施行規則、あるいは少年刑務所など施設内部の内規が、処遇の際の内地人と本島人との区別に機能していた。台湾の伝統的な福祉が機能している上に日本的近代福祉システムが上位に位置したというものとは異なり、清末まで司法福祉、犯罪少年、不良少年に対する支援など地域社会に求めるべくもなかった。地域で犯罪者が出れば、一族のなかでその者が生きていく術がない封建社会であったからである。また農村社会であったため、現在の都市文化のもとでの少年犯罪が発生しなかったという言い方もできる。

日本植民地時期の台湾の行刑教育については先行研究ほとんど見当たらないが、同時期の内地における少年刑務所研究、少年犯罪研究は多い。台湾大学の王泰昇は、日本統治時期の法制史を論じ、少年犯罪には特に言及していないものの、日本的な法制度が台湾に与えた影響について述べている³。大友昌子は社会福祉史研究として、「植民地統治下や占領下において、日本や本国では実施に移せない先駆的あるいは革新的な施策が支配する宗主国側の人物や官僚などによって実現されることがある」と述べているが、台湾は少年犯罪防止、感化教育、行刑教育において、当時の日本の他の植民地と比較しても遅れた地域であった⁴。欧米諸国のたとえばアジアへの植民地主義に基づく宣教師の創出と彼らの教育・社会福祉面での貢献を侵略者、あるいは結果的に植民地の社会の近代化に何らかの貢献したのかは、意見が分かるところである⁵。

そこで、台湾総督府警察官及司獄官練習所・刑務官練習所、内地の監獄官練習所（明治42年から大正11年）・刑務官練習所（大正12年から昭和20年）、教誨師を輩出した本願寺によって編集された資料、台湾総督府公文類纂、少年刑務所発行の受刑少年の作文集である「竹の光」を参照しつつ、少年と教誨師、看守について論じることにする。また、看守については、看守長になるための警察官司獄官練習所入所がさまざまなルートを通して行われていた。このルートについては、公文類纂を用いて看守の履歴を確認し、それによって当時の看守がどのような経歴を持った者が多かったのか、期待された行刑像を明らかにしたい。

1 内地の練習所

監獄官練習所・刑務官練習所は50名程度の者を選抜し、半年教育するものであった。内地の監獄官練習所・刑務官練習所では植民地から派遣された者も学んでいた。

室田保夫によると、「内務省は1885年4月から1889年3月まで、警察官養成のために警官練習所を創設し、さらに90年4月から翌年3月まで監獄官練習所を設置し監獄官吏の養成に努めた。一中略一。つまり内地雑居後の社会の中で、外国人との接触が多くなり、警察、司法、監獄制度の改良が新条約実施の前提として準備されなければならない要素を孕んでいたのである」⁶。

そして明治32年、内務省警察監獄学校、明治42年監獄協会（民間）監獄官練習所、大正11年、

刑務協会（監獄協会から改称）刑務官練習所となった⁷。警察監獄学校の第一期生は警察科一種生103名、二種生2名、監獄科一種生115名、二種生18名、準生徒11名であった⁸。

この練習所の生徒は、大学卒業者の看守長をトップに、下は高等小学校卒業の少年刑務所看守といった顔ぶれであった。厳しい勉強が課され、地方出身者・高等小学校を出た者が練習所での猛勉強を経て看守長となったのは、一種の立身出世のあり方として興味深い。

『資料・監獄官練習所』によると、「朝鮮総督府、台湾総督府、関東庁各管内の入所者は該監督庁の銓衡派遣者とす（朝鮮八名以内、台湾三名以内）」というように、朝鮮、台湾、関東州からの練習生は派遣された者に限るとされた⁹。台湾からの練習生であれば、各刑務所からの推薦者に対する総督府による選考があり、その上で練習所で学んだのである。内地の者も計50名程度の選抜された者が入所できた練習所であったため、植民地からも限定した人数のみが派遣された。

それではどのような練習所で学んでいたのだろうか。内地の少年刑務所看守であった者の昭和5年－6年の手記によれば、大変厳しい練習が課されていたことが分かる。

同期生六五名、今迄にない多数の入所生である。尤もこの六五名の中には、朝鮮、台湾等の外地から派遣された聴講生が十名程あったから、内地の純然たる入所生は五十五名である。一略一。少年刑務所出身は椰子丸看守の他に三名あった。この四名は何れも少年刑務所看守の特殊な制服を着ているので、なんだか仲間外れの異端者のような気がしたし、また教室の席次も官制順に定められたため、少年刑務所の連中は最後部の末席になり一層肩身の狭い思いをすることになった。同期生の名簿を渡されたのでそれを見ると、大学卒業というのが八名、専門学校や中学卒業が半数以上を占めていた¹⁰。

大体刑務官練習所の学修機関が、僅か五、六か月という短期間なのに、憲法、刑法、刑訴、監獄法、会計法、といった主要科目の他に、法学通論、精神医学、心理学、倫理学、その他の諸法令、課外講話と中々盛沢山で、それ自体少々無理の感がある。一略一。練習所は看守長に昇進するための絶対的な登竜門である。殊に大学を出ていない者にとっては、いやでもこの練習所を優秀な成績で卒業しない限り、看守長に昇進するのは何年先になるか分らない¹¹。

Aは、軍隊出身で下士適任証書を持ち看守となり、台湾から内地の練習所に入所した。

台湾総督府公文類纂000111730270152 明治40年1月29日

八戸高等小學校卒業、満洲独立守備隊第一大隊第一中隊、伍長、下士適任証書、満期除隊、台湾総督府看守、台南刑務所

台湾総督府公文類纂000111730330227 昭和17年7月28日主任受領立案 法務局長
刑務官練習生卒業生成績ニ関スル件

試験総員 50名

70.10 成績46位 A

外地から派遣された者は限定され、給料の50%割増だったが、東京での宿舎は入所者が準備した。

2 台湾の練習所

それでは台湾総督府によって設立された練習所はどのような状況であったのだろうか。台湾総督府練習所は、明治31年、巡查看守教習所が廃止、警察官及司獄官練習所となったものであった。監獄法・刑法、実務的な戒具使用法・捕手、撃剣、兵式操練、射的に加え、特に教育面で重視されたのは土語（台湾語）教育をしていた。

台湾総督府公文類纂000002390070140 明治31年5月 参事官 民生局長 勅令第112號

第一條 臺灣總督府警官及司獄官練習所ハ警部巡查監獄書記看守ニ必要ナル學術及實務ヲ教授スル所トス

附則 本令ハ明治三十一年七月一日ヨリ施行ス

台湾総督府公文類纂000002390250262 台湾総督府警察官及司獄官練習所規則 府令第四十九號

第二條 警察官吏司獄官吏其現官現職ニアラサル者及ビ二種ヨリ成ル又練習生ノ定員ハ二種相合シテ二百名トス

第三條 本島ニ於テ滿一箇年以上實務ニ従事シ身心強健素行節度アル者但地方長官ノ特ニ擔保証明アル者ハ本條ニ規定スル勤務期限ニ依ラサルコトヲ得

現官現職者ニアラサル練習生ハ臺灣總督府警察官及司獄官練習所練習生採用試験ニ合格シタル者

第四條

司獄官部ノ甲科ハ監獄初期及看守長練習生ノ為ニ乙科ハ看守練習生ノ為ニ設置ス

第七條 司獄官部教課ハ左表ノ通之ヲ定ム

甲科 毎週授業時数

監獄法 3、刑法 2、刑事訴訟法 2、監獄法規 3、會計法 1、簿記法 1、土語 12、戒具使用法・捕手 3、撃剣 3、兵式操練 5、射的 1

乙科

監獄総論 2、刑法 2、刑事訴訟法 2、監獄法規 2、服務心得 1、数学 2、土語 12、戒具使用法・捕手 3、撃剣 3、兵式操練 5、射的 1

第九條

学科ハ講演ノ法ヲ以テ之ヲ授ケ練習生ニ筆記セシム

第十二條

試験科目ヲ通計採點シ科目ノ數ヲ以テ積ヲ割り最高點數ノ過半ニ達スルモノハ合格點數トシ之ヲ満タサルハ不合格點トス

現職者でない者は、採用試験に合格し警察及司獄官練習所に入所した。試験問題は筆記式であった。

昭和17年の試験は次のようなものがあり、教養・法律・警察業務、国語・台湾語力を問うものであった。

台湾総督府公文類纂000111730340231

昭和17年12月8日 台湾総督府警察官及司獄官練習所長 山内逸治 各州知事・各廳長・各刑務所長殿 甲科練習生採用試験ニ関スル件

試験日時場所 昭和18年1月中旬頃各州及廳警務課ニ於テ委託施行

試験科目 一般法制、警察法（司獄官ニ在リテハ刑口法規）、經濟學、國史、國語、作文、臺灣語（口は文字判読できず）

受験人員ノ制限 各州30名以内、各廳15名以内、各刑務所6名以内

受験人員通報ノ際ハ臺灣語（福建語 名、廣東語 名）蕃語（タイヤル 名 ブヌン 名）等ニ區分セラレタシ（何名ずつかは不明）

練習所の採用試験規則には、中学卒業程度、判任文官の職にあるなどの制約がつけられ、誠実な勤務態度が求められた。その一方で、学科試験を免除される場合は、看守としてキャリアを持つ者、勤務評価が高い者、さらにすでに述べたように軍隊経験を持つ者であった。台湾総督府公文類纂などの資料を集めても、入学時にどれだけの者が厳格に入学試験を受けて入学したのかは定かではない。卒業試験の成績などは資料からは明らかなのだが、入学試験免除で入学した者がいたことは台湾総督府警察官及司獄官練習所練習生採用試験規則第六条からも明らかである。

台湾総督府公文類纂000002420190131 明治31年7月

台湾総督府警察官及司獄官練習所練習生採用試験規則

第三條

甲科ヲ志願スル練習生

尋常中學科程度以上ノ學校ヲ卒業シタル者

判任文官ノ職ニ在リタル者

第五條 試験科目

甲科 地理歴史、数学筆寫、漢文購讀、簡易ノ論說作文、刑法刑事訴訟法ノ解釈

乙科 本地理歴史、四則算行楷書、漢字交リ文ノ購讀、普通ノ往復文、刑法刑事訴訟法ノ解釈

第六條 学科上ノ試験ヲ為サスシテ採用スルコトヲ得

一 滿一個年以上判任文官又ハ巡查若ハ看守ノ職ニ在リ退職後滿五個年以内ノ者

二 巡查又ハ看守精勤證書ヲ有スル者

三 陸海軍現役滿期ノ下士以上又ハ下士適任證書ヲ有スル者

四 現役滿期ノ日ヨリ滿五個年以内ナル憲兵上等兵ニシテ所属憲兵隊長ノ保證アル者

では具体的に、どのような人物が看守になったのだろうか。

Bは軍隊経験があり、刑務所での看守の経験もあったことから練習所に入所し、最後には看守長になっている。Cの場合は多業種からの転向であるが、少年刑務所でノンキャリアから徐々に積み上げ、台湾語を身につけ通訳となり、看守部長試験に合格したという経歴で、B、Cの経歴は対照的なものである。

台湾総督府公文類纂00111730290213

B 大正元年9月11日生 千葉縣立成東中學校卒業、東京日本大學專門部醫學科退学、第一補充兵役、臺灣總督府看守、司獄官部乙科修了、新竹少年刑務所看守、戒護係、作業係、臺南第二聯隊補充隊応召、台湾第四部隊長、刑務官練習所入所のため上京、新竹少年刑務所看守部長

C 明治42年9月4日生

高等小學校卒業、國分實業補修學校一年修業、財團法人國分精華學校卒業、高雄州青果同業組合、新竹少年刑務所押丁、戒護係、作業係、台湾語乙種十等、台湾語通訳兼掌、柔道初段、看守部長試験合格、看守部長

Bは、昭和17年に練習所に入所したが、その時期の練習所での教育は、以下のものであった。法律を中心に台湾語、実務の教育が行われた。

台湾総督府公文類纂000111730320223

昭和17年5月5日 台南刑務所長 大槻三郎

看守教習生教養ニ関スル件

訓育10時間、法学通論30時間、行刑法40時間、刑法40時間、刑事訴訟法30時間、台湾語40時間、行刑実務18時間、點換礼式20時間、武道20時間、刑務一般2時間、教化□□2時間（□□は文字判読できず）

以上の点から明らかなことは、看守となる者の経歴は多様であったが、基本的に刑務所看守という職業の性質上、軍隊経験者、台湾に通じた者が採用された。

刑務所職員の圧倒的多数は看守である。少年刑務所では一部の通訳を除き、すべてが日本人職員で占められていた。収容者が学校教育をほとんど受けていない本島人であるため、台湾語など語学に詳しい者が要求された。そのため、さまざまな経歴の者、台湾に長くいる者も看守となった。語学の障害がある以上、収容少年に対する威嚇を与えることも職員として必要であったからか、武術に秀でた者に銃をもたせ、所内の治安を維持していた。

台湾では、京都の仏教系大学、中学校を卒業して台湾総督府監獄押丁となり、その後戒護係などを経て、看守となり、看守長を目指すために練習所で勉強するという場合もあった。他の職業から中途採用されるルート、本願寺から派遣された者が本願寺ルートを通して登用試験を受けることなく、総督府の看守となるというルートもあった。経歴を見ると中国戦線に赴いた者、宗教関係者、大学卒業者とさまざまであるが、すでに述べたように、宗教関係者、台湾・中国を理解している者、現地の言葉に通じている者が尊重された。

3 教誨師の経歴と刑務所における犯罪少年

教誨師の職務が徐々に明確にされ、本願寺派の教誨師が活躍した。『教誨百年上巻』によると、「明治41年刑法改正にともない感化法改正、懲治場廃止、司法省所管の非行少年収容施設は幼年囚の教育、すなわち、監獄法及び同施行規制において特設幼年監を設け、十八歳未満の少年について二十歳まで継続収容できることを規定した。之に対して臺灣においても特設幼年監が設けられ、収容された」¹²。これを旧監獄時代の教育と比較すると、①特に必要と認めるものには年令にかかわらず教育を施すことができたこと。②就学義務年齢を十六才以下から十八才未満に引き上げたこと。③学科目について、特に、修身を加え、読書・算術・習字その他の必要な学科を教授すべきこととしたこと。④小学校科程のほかに補修科の教授を認めたことが挙げられるという¹³。

少年刑務所内で犯罪少年を担当するのは公学校同様の教育を行う教官、そして監督する看守、さらに教誨師であった。教誨師は教育も担当していた。

内地の練習所では本派本願寺を筆頭に数名聴講生、準生徒として監獄官練習所に教誨師が看守とともに入所していた¹⁴。内地では、すでに刑務官、教誨師がともに学ぶ空間が存在していたの

である。

これは、本願寺から内地の政府への働きかけの結果であり、明治期初期から監獄への教誨師派遣を行ってきた自負もあったためである。しかし宗教心の問題もあったとはいえ、宣教師を派遣する各派においては内地、北海道においても各宗派の教誨師派遣の取引もあった。

北海道においては、「監獄教誨の事は明治五年大教院の合議により神佛各宗派より政府當局に請願して認可を受けたもので、監獄教誨の先駆者は大谷派の箕輪對岳である。札幌に於ては明治十一年六月札幌中教院主任権大講義小松万宗が札幌監獄本署の懲役人に教誨したき旨を出願して直ちに許可せられ、毎日曜日及び免役日に出張して教誨に従事した」というように、各宗教宗派の請願により政府に認可を受けて、教誨が行われていた¹⁵。しかし時代背景や欧米に行刑思想に影響を受けキリスト教による教誨が行われ、当初から活動していた本願寺派を怒らせることになった。ここに各宗派の政治的な取引が見られる。

それでは本願寺にとって少年受刑者はどのような存在だと見られていたのであろうか。共同で教誨師養成機関を設立した本派本願寺・大谷派は雑誌を刊行している。その雑誌が『教誨研究』である。教誨師による内地の受刑者の宗教教育は、教誨研究で言及されている。

大多数の受刑者は絶対者の存在を信じ、その能力や慈悲心を奉じてはゐるが、形態については無形と考へてゐるらしい。しかし絶対者の存在を信じてゐる故、それに對する尊敬の念は充分に認識して居り、神佛の前に自己の罪惡を懺悔すべきであるとしてゐる¹⁶。

では、台湾においてはどのような状況であったのだろうか。台湾でも、台湾総督府法務課長が刑務教誨司法保護事業研究所顧問になっていることから、総督府と本願寺との密接な結びつき、そこに人の派遣があったことがわかる¹⁷。

刑務教誨司法保護事業研究所規定

第一条 真宗本願寺派、真宗大谷派の経営とし、事務所は当分東京京橋区築地本願寺内に置く。

第十二条

所長 司法次官 岩村通世

顧問 本願寺派執行、大谷派参務、行刑局長、保護課長、朝鮮法務局長宮本元、台湾法務課長中村八十一、輔成会副会長

公文類纂を見る限り、台湾で総督府教誨師となるには看守とは異なり、寺院から派遣される者が圧倒的に多く、すでに述べたように本派本願寺・大谷派本願寺派は共同で教誨師養成を行い、

また内地だけでなく、植民地においても教誨師を派遣していた。この派遣された教誨師は当初は寺院から時給をもらい、そこでキャリアを積むことで、総督府監獄教誨師となった。総督府付けとなったのちも本願寺に戻る者もあり、また総督府監獄教誨師に復職する者もいた。教誨師に関しては、本願寺派の影響が大きく、それ以外の宗派、キリスト教は教誨活動に消極的であった。

台北監獄は、「明治三十年八月十四日本願寺派派遣川原教道並に本島人僧侶（真宗本願寺派帰依）王岱修の兩人、始めて當監教誨師を命ぜられ、總囚教誨、小集教誨、個人教誨、入出監教誨、賞罰教誨等を行ひ、稍監獄教誨の形式を備ふるに至れり」というように、1998年、台湾統治数年で本願寺が派遣を行っている¹⁸。

しかし当時の本願寺派の台湾人への理解は大変否定的なものであった¹⁹。

然るに本島人は殆んど無知蒙昧の輩にして、自己の姓名すら自書すること能はざるもの多く、偶々讀書し得るものあるも所謂支那一流の空論曠談にして、實生活に適應すべき底のもの甚だ稀れなり。加ふるに彼等の多くは深遠なる宗教々義を理解すること能はず、又彼等の在来の宗教は殆ど現世祈禱的のものなれば、彼等に對する教誨は極めて卑近なる例話を以て、人倫道德の大本より修身齊家の道を教へ、不知不識の間に宗教的情操を涵養し、漸次に牢固なる信念を長成するの方針を採れり。

では、具体的にどのような経歴の者が教誨師となったのだろうか。

Dは監獄教誨師のキャリアと、内地での大学卒業の学歴、さらに練習所を修了した経歴がかわれ、総督府教誨師となった。

台湾総督府公文類纂0000028780260251

大正7年8月5日 臺北監獄長典獄 志豆機源太郎 臺灣総督 明石元二郎殿

教誨師任命ノ儀ニ付内申

大正三年八月十日當監獄教誨師ニ採用現ニ教務所長ノ要職ニ在リテ平素職務ニ勉励シ成績優良ノ者ニ有之而モ當人ハ佛教大學出身ニシテ尚且ツ最近監獄官練習所ニ入所シ監獄事務ニ関スル講習ヲ受ケ猶又滿七年以上教誨事務ニ従事シ

Eは、内地での教師、監獄での経験、そして台湾での看守、台湾語の講習員としての経験によって総督府付けの教誨師となった。

台湾総督府公文類纂000032090080065

明治35年模範佛教中學卒業、明治38年早稲田大學高等豫科就業、教師、三光寺副住職、大正6年

監獄教務練習生神戸監獄、監獄布教使臺中監獄、臺中監獄教誨師、土語講習員

台湾総督府公文類纂000100881130910

F

京都平安中学校卒業、専修学院卒業、大正11年 朝鮮釜山別院本昭寺、臺南監獄、臺灣総督府監獄教誨師、退職、依願臺南刑務所嘉義支所出張、臺灣開教教務所私立羅東幼稚園長、臺灣総督府教誨師、教務係

また、台湾在任中に台湾語を学び、検定試験を受ける者が多かった。検定に合格した者には手当が余分についた。また職務上、台湾語のほかは柔道の免状を持つ者も多かった。

教誨事業について、本願寺は、刑務教誨事業研究所を設立し、その研究所に、内地同様、台湾総督宛に総督府教誨師を入所させる陳情も行っている。

台湾総督府公文類纂000037260100148

今回司法省行刑局長ト協議ノ上両派共同経営ノ下ニ別紙規程ノ通り刑務教誨事業研究所開設仕候ニ付

従来刑務官練習所へ入所セシムル教誨師ヲ同所へ入所ノ事ニ司法省行刑局長ノ承認ヲ得候就テハ貴管下教誨師モ同様入所ノ事ニ特別ノ御詮議希上候

大正12年 本願寺派本願寺 執行 原田了哲

大谷派本願寺寺務総長 阿部恵水

臺灣総督 田健治郎殿

内地の刑務所でも教誨師を派遣する各宗派間で縄張り争いがあったが、台湾においては本願寺派が大多数を占めていた。曹洞宗の教誨師は、台湾植民地初期から教誨師として活躍を始めたにもかかわらず、台湾総督府教誨師が月給40-60円もらえるのとは異なり、1回の教誨で2円要求した²⁰。しかし、月給は一切受けないということも記し、教誨活動を行うと建議している。その代わりに、曹洞宗本山より本尊などを下付されたものを刑務所教誨室に置きたいと述べている。本願寺も同様に本尊などを本山から送られているが、各宗派がそろって刑務所の教誨室に置いたことが分かる²¹。

4 教誨のあり方

教誨師による犯罪少年の問題は、次のように、宗教教育問題と重ねて考えられていた²²。

明治大正の學校教育に宗教は絶対に入れてはならぬと定められて、智育偏重に陥つた結果が如何であつたか。思想運動が盛んとなり、思想國難が叫ばれて見ると、今までの教育が忽ちに缺陷を曝露して来て、宗教々育が盛んに叫ばれ又今では學校教育殊に徳育方面に何等かの形において採り入れられるやうになつた。之と同じく保護教養の指導精神の中へ宗教を入れてはならぬと云ふ傾向も強くはあつたが、今日では、單なる倫理道德の訓育では抑へがきなくなつて、保護教養の根本精神として宗教的信仰に基調をおかねばならぬと云ふ考も起つて来、而して如何なる方法によつて之を具體化するかと云ふことが研究され論議されるやうになつた。尤も指導者によつては、既成宗教のいづれにも依らないと主張して日本精神とか皇室中心主義とか忠孝為本主義とか標榜する人もあるが、然し少年法の立法者が、同法第二章保護處分の一種として寺院委託（第五號處分）と云ふことを定めたその立法の精神は、第一義的には寺院へ委託することによつて、寺院子弟たるの機會を作り、「罪の子」が「佛の子」として更生することになれば、保護方法として最上のものと考へないではないが—（中略）—。

知育偏重という指摘も内地では納得できる状況があつたが、就学率がそれほど高くない（資料によって大きく異なるが）台湾では、学校に行かない、行けない状況であつた。

台北監獄では、「明治32年工場の一部で、幼年囚及び懲治人の数が少ないため、短期刑の者に、教誨師監督のもとに土語に通じる看守にあたらせた」²³。「明治34年9月1日、年齢16歳以上の囚徒より行状方正且つ将来發達の見込みがある者を選抜して、幼年囚教育の傍らこれらに学業を授けた。明治44年仮幼年監の設備、明治45年4月1日専任教師常置、入監当初学力試験をし、甲乙丙丁補習の相當級に編入し、小公學校程度に準じて普通教育を受け、毎週1回の教誨を修身科とし、1年を2学期にわけ、試験を行い、進級させる。明治45年4月以前は教誨師が教育を担当したが、その後は本島人の公學校訓導が専任教師に採用されたという」²⁴。

しかし、刑務所において本島人の公學校訓導だけが専任教師となつたのではなく、どちらかという日本人教師の方が多かつた。特に戦時中になると、皇国思想に基づく教育が行われ、公學校と時間的にも遜色ない教育時間が確保される²⁵。

「竹の光」では、受刑少年の声として次のような手記が掲載されている。

「竹の光」というのは、新竹少年刑務所内で発行された雑誌で、受刑少年の気持ちををつづつた月刊誌である。その内容は受刑少年が社会に出たら更生したいと気持ちを示すものであつた。教誨師は、教誨室での話、進級式での試験の点数発表などを行つていた。

「将来の感想」尋常科五

刑を受けてから色々の諸先生の有難いお話を聞くのが一番楽しみなのです。殊に休み毎に教誨室

で先生のお話が有ると其の日特に耳をあけて聞くのです²⁶。(句点は筆者がつけた)

「佐々木先生のお話を聞いて」尋常科四

教誨先生のごあいさつがありました—略—。先生のお話は善と悪とのお話で宗太郎の子供の宗一さんの例をとつてくわしくお話下さいました。その宗一さんが親孝行なことには私は非常に感心しました。その晩舎房へ入つてよく考へました。私は社會で父母のいふ事をきかずいろいろ悪い事をして今はこんないやな所へ入つたのです。ほんとうに親不孝でした。ほんとうに悪かつた私でした²⁷。(句点は筆者がつけた)

「三月四日の進級式」第四級二七号

教誨堂で優良學級及び進級式がありました。静かにまつてみると所長先生を始め各先生方がお出になりました。一番に教誨師先生が試験の点数を発表されました²⁸。

おわりに

台湾における行刑教育を担った看守と教誨師について本論文では論じてきた。宗派を代表する教誨師であるため、教誨事業に関わる前に、どこの宗派に所属するものであるか、ということが大きく、台湾では本願寺派の者にしか、実質、総督府教誨師として採用される道はなかった。

台湾で活動した教誨師は、仏教大学や大谷大学を出た大学卒業者が本派本願寺と大谷派本願寺が共同で設立した刑務教誨事業研究所で学び、各監獄で活動したのち、本願寺から台湾へ派遣されるというケースが多かった。行刑教育に深く宗教に関係していたのである。

内地の少年行刑が欧米への視察、またその研究をふまえて少年犯罪に関わる施策が展開された一方で、台湾における少年行刑は、台湾総督府の独占的な主導、本国から教誨師を送り出し感化院を設立した本派本願寺などの仏教関係者の影響が大変強かった。

注

¹ 山田美香、研究ノート「日本統治期台湾における少年刑務所内の教育」アジア教育史学会『アジア教育史研究』第15号、2006年3月、pp. 65-75。

² 山田美香「日本植民地時代の台湾の感化・教護の歴史」アジア教育学会研究例会アジア教育学会第2回研究例会発表原稿、2007年6月2日、名古屋大学。内地で少年法が施行された大正11(1922)年に臺灣總督府感化院官制、臺灣總督府感化院規則が施行、大正15(1926)年新竹少年刑務所が設立されるが、樺太では大正11年に「少年法ヲ樺太ニ施行スルノ件」、大正13年朝鮮では朝鮮感化令、昭和19(1944)年關東州で少年令、少年院令、關東少年審判所官制が施行された。

³ 王泰昇「台湾日治時期的司法改革(上)」『台大法学論叢』第24卷第2期、1995年6月、pp. 1-46。「台湾日治時期的司法改革(下)」『台大法学論叢』第26卷第1期、1996年10月、pp. 1-24。

- ⁴ 大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』ミネルヴァ書房、2007、p. 94。
- ⁵ 浅野豊美 松田利彦『植民地帝国日本の法的展開』信山社、2004年、pp. 92-93。
- ⁶ 室田保夫『留岡幸助の研究』不二出版、1998、p. 426。
- ⁷ 矯正図書館編『資料・監獄官練習所』矯正協会、昭和52年、p. 265。
- ⁸ 室田保夫『留岡幸助の研究』不二出版、1998、p. 431。
- ⁹ 矯正図書館編『資料・監獄官練習所』矯正協会、昭和52年、p. 334。
- ¹⁰ 同上、pp. 630-631。
- ¹¹ 同上、p. 633。
- ¹² 教誨百年編纂委員会『教誨百年上巻』浄土真宗本願寺派本願寺 真宗大谷派本願寺、昭和48年4月、p. 54。
- ¹³ 同上、p. 55。
- ¹⁴ 室田保夫『留岡幸助の研究』不二出版、1998、p. 567。
- ¹⁵ 多屋弘『東本願寺北海道開教史』真宗大谷派本願寺札幌別院、昭和25年7月、p. 260。
- ¹⁶ 刑務教誨事業研究所『教誨研究』第二十巻・第八号、p. 34。
- ¹⁷ 教誨百年編纂委員会『教誨百年上巻』浄土真宗本願寺派本願寺 真宗大谷派本願寺、昭和48年4月、p. 106。
- ¹⁸ 真宗本願寺派本願寺 真宗大谷派本願寺『日本監獄教誨史下巻』真宗本願寺派本願寺 真宗大谷派本願寺、昭和2年10月、p. 1806。
- ¹⁹ 同上、p. 1808。
- ²⁰ 台湾総督府公文類纂000095331330297 教誨師囑託ノ儀上申 臺灣布教師芳川雄悟。
- ²¹ 台湾総督府公文類纂000095331330298 監獄教誨之事ニ付建議。
- ²² 明如上人三十三回忌法要記念パンフレット『司法保護事業と寺院宗教家の活動』、本派本願寺教務局社会部、p. 19。
- ²³ 真宗本願寺派本願寺 真宗大谷派本願寺『日本監獄教誨史下巻』真宗本願寺派本願寺 真宗大谷派本願寺、昭和2年10月、p. 1810。
- ²⁴ 同上、p. 1811。
- ²⁵ 山田美香、研究ノート「日本統治期台湾における少年刑務所内の教育」アジア教育史学会『アジア教育史研究』第15号、2006年3月、pp. 65-75。
- ²⁶ 『竹の光』第五號、新竹少年刑務所、昭和6年5月25日発行、p. 1。
- ²⁷ 『竹の光』第六號、新竹少年刑務所、昭和6年6月30日発行、pp. 2-3。
- ²⁸ 『竹の光』NO. III 新竹少年刑務所 昭和12年4月20日、p. 8。